

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成23年2月14日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし  
 区分 : 該当なし  
 区分 : 該当なし  
 その他 : 4 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	設備パトロールにおいて、主蒸気タービングランド蒸気排風機(B)ケーシング側部のボルト取付箇所より水の滴下(1滴/秒)が認められたため、当該排風機の切替(B→A)を行い、当該箇所を調査後対応検討。(漏えい水は汚染なしを確認)	G	
2	2号機	設備パトロールにおいて、タービン潤滑油系油清浄機カートリッジフィルタ差圧計に指示不良(ダウンスケール)が認められたため、当該差圧計を点検補修。	G	
3	4号機	試料採取系主復水器ホットウェル(A)出口導電率記録計において、記録紙の送り機能不良(紙つまりが頻発)が認められたため、当該記録計を点検補修。	G	
4	その他	過去に実施した定期事業者検査(3号機第16保全サイクル及び2号機第19保全サイクル)の検査実施責任者の指名に関する記録において、検査実施責任者代行者の資格を有しない者(1名)を代行指名していたことが認められたため調査したところ、当該者による代行役務がなかったことを確認。	G	